



山形県公報

令和6年10月11日(金)
第545号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……1010

訓 令

○山形県職員服務規程等の一部を改正する訓令……………(同) …… 同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……1011
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) …… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……1012
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) …… 同
- 同 ……(同) …… 同
- 同 ……(同) ……1013
- 県道の供用の開始……………(同) …… 同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) …… 同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……1015
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) …… 同

教育委員会関係

規 則

○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 同

訓 令

- 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令……………1016
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… 同

公安委員会関係

規 則

○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………1017

選挙管理委員会関係

告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日…………… 同
- 第50回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………1018

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）等の一部を改正する規則… 同

告示

○昭和37年7月県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する
選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部改正……………1019

企業局関係

規程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規程

○山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程……………1020

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第65号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の規定により」を「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程等の一部を改正する訓令

（山形県職員服務規程の一部改正）

第1条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第6条第1項中「第29条」を「第29条並びに任期付職員条例第9条」に改める。

第11条第1項中「第30条」を「第30条並びに任期付職員条例第10条」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第2条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第9条第3項中「第18条第3項」を「第18条第3項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項（同条例第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員に係る部分に限る。）」に、「又は別記様式第4号の4」を「、別記様式第4号の3の2又は別記様式第4号の4」に改める。

別記様式第4号の3の次に次の1様式を加える。

様式第4号の3の2

同 意 書

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項の規定により、○年○月○日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県知事 殿

所 属 職 氏 名

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第1項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、」を削り、「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第2項」に、「第18条第1項」を「第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第3項」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第3条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の規定により」を「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第8条第1項中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は任期付職員条例第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改め、同項第3号中「第29条」を「第29条又は任期付職員条例第9条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第710号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和6年9月18日招集した山形県議会定例会は、同年10月8日閉会した。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地

米沢市金池五丁目9番5号

3 認可年月日

令和6年10月4日

山形県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営成田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営成田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所

3 縦覧に供する期間

令和6年10月11日から同年11月12日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年10月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形羽入線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字荷口字奈須野419番4地先から 同 羽入字柏原新林2164番550まで	旧	36.0メートル } 10.8	1,646メートル
同 上	新	36.0メートル } 13.3	同 上

山形県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年10月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形天童線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
—	旧	—	—
天童市大字成生字薄地窪1518番1から 同 向原2327番2まで	新	57.3メートル } 34.1	1,277メートル

山形県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年10月11日から同月25日まで縦覧に供する。
 令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字羽入字東原557番1から 同 509番1まで	旧	25.3メートル } 11.1	141メートル
同 上	新	25.3メートル } 17.6	同 上

山形県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年10月11日から同月25日まで縦覧に供する。
 令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東山七浦線
- 2 供用開始の区間 山形市大字青柳字壺本木3859番から
同 上柳6番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年10月11日

山形県告示第717号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
 令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称 村山市
- 2 事業の種類 新「道の駅むらやま」（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 村山市大字楯岡字楯岡西地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について
 新「道の駅むらやま」（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を同市の最上位計画である「第5次村山市総合計画」において、「具体的政策」として村山IC周辺へのアクセスを活かした環境づくりを掲げている。また、「村山市国土強靱化計画」では、道の駅の防災拠点化の推進を図るとしており、地域防災の推進及び地域経済の活性化に大きく寄与するものであるとしている。また、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現「道の駅むらやま」（以下「現施設」という。）は、施設落成から26年経過していることから、老朽化しており、バリアフリー化への対応を実施しなければならない状態である。また、頻発化・激甚化する自然災害へ対応するため、防災活動拠点として早期に整備する必要がある。

本件事業を実施することで、施設の老朽化の解消、防災活動拠点の機能強化、また、地域産業の情報発信拠点の整備による地域活動の活発化等が見込まれる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業には該当しなかった。

また、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しておらず、起業地に隣接する市道西中央線（令和2年完成）及び市道駅西中央5号線（整備中）の施行の際も、埋蔵文化財は確認されなかった。

このほか、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別な措置を講ずべき動植物について、起業者は山形県環境エネルギー部に照会を実施しており、本件事業の起業地において、絶滅が危惧される野生生物の息は確認されていない旨の回答を得ている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、現施設の建替えを行うものであるが、現在の敷地内で整備を実施するのは困難であるため、新たな用地を取得するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、一体的な平地の確保、ハザードの有無、候補地から既存防災拠点へのアクセス性、候補地から周辺の避難所へのアクセス性、東北中央自動車道村山ICから候補地へのアクセス性等の条件により、申請案を含む3箇所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案と他案を比較すると、地震・洪水等の災害による危険性が他候補地より低いこと、防災拠点である消防本署や市役所へのアクセスが良好であり、周辺避難所にも近いこと、道路の接続等の利便性に優れていること、施設の整備にあたり支障となる物件が存在せず、土地の造成も容易であり、経済的な観点から優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

現施設は、老朽化しており、また、災害時の支援活動の拠点として必要な面積が不足していること、東北中央自動車道村山ICより直接アクセスができないこと等の理由により、防災活動及び地域活動の拠点として、機能を十分に発揮することができない状況にある。近年多発している豪雨・豪雪・大地震等の自然災害へ対応するため、早期に安全性や利便性等を備えた拠点を新たに移転・再整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の

別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

村山市まち整備課

山形県告示第718号

令和6年6月県告示第427号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和6年7月8日から同年10月2日まで

（変更後）令和6年7月8日から同年11月5日まで

山形県告示第719号

次の開発行為は、完了した。

令和6年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和6年10月3日 指令置総建第51号

2 開発区域に含まれる地域の名称

南陽市若狭郷屋宇玉ノ木777-2の一部、782-1

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

南陽市長岡2016番地 置賜ツバメ石油株式会社

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第14号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「の規定により」を「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第4条の3の4第2項第1号中「第3項」を「同条第3項」に、「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改め、同項第2号中「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「又は第31条」を「若しくは第31条又は任期付職員条例第11条」に改め、同項第2号中「又は第2項（育児休業条例第19条又は第31条）」を「（育児休業条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項（育児休業条例第31条又は任期付職員条例第11条）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第6号

局 中
教 育 機 関

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年10月11日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

（山形県教育委員会職員服務規程の一部改正）

第1条 山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第6条第1項中「第29条」を「第29条並びに任期付職員条例第9条」に改める。

第11条第1項中「第30条」を「第30条並びに任期付職員条例第10条」に改める。

（山形県立学校職員服務規程の一部改正）

第2条 山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第5条及び第8条第1項中「第31条」を「第31条並びに任期付職員条例第11条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第7号

局 中
教 育 機 関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年10月11日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第8条第3項中「第18条第3項」を「第18条第3項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項（同条例第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員に係る部分に限る。）」に、「又は別記様式第4号の3」を「、別記様式第4号の2の2又は別記様式第4号の3」に改める。

第45条中「同条第6項」を「同条第4項」に、「別表第4に」を「別表第3に」に、「別表第4第7項」を「別表第3第7項」に改める。

別記様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2の2

同意書

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項の規定により、○年○月○日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

所属職氏名

別記様式第5号の注書第3項第1号の表第1項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、」を削り、「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第2項」に、「第18条第1項」を「第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第3項」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会関係

規則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

山形県公安委員会
委員長 北村正敏

山形県公安委員会規則第6号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第15条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和6年10月11日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

登録の基準日 令和6年10月14日

山形県選挙管理委員会告示第36号

第50回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

令和6年10月11日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

候補者届出政党が山形県内で届けた候補者数	テレビジョン放送	ラジオ放送
1人又は2人	株式会社テレビユー山形 1回	山形放送株式会社 1回
3人	株式会社テレビユー山形 1回 山形放送株式会社 1回	山形放送株式会社 1回

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

山形県人事委員会
委員長 安孫子俊彦

山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）等の一部を改正する規則
（山形県人事委員会規則4-6の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第12条」に改める。

第3条第1号及び第2号中「の規定」を「、第2条の2各項又は第2条の3各項の規定」に改める。

（山形県人事委員会規則4-1の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

別表第1の表の備考中「（平成16年3月県条例第6号）」を削る。

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2条第1項第3号」を「第2条第3号」に改める。

第61条の2第3号中「の規定により採用された」を「又は任期付職員条例第2条の3の規定により任期を定めて採用された」に、「第27条」を「第27条又は任期付職員条例第7条」に改める。

第62条第3項第3号中「第29条」を「第29条若しくは任期付職員条例第9条」に、「第31条」を「第31条若しくは任期付職員条例第11条」に改める。

第70条の3第2項、第70条の6、第73条第1項第1号イ(イ)及び第94条の2中「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改める。

（山形県人事委員会規則5-2の一部改正）

第4条 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第12条第6項第2号中「並びに」を「、」に、「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3の規定により任期を定めて」に改める。

（山形県人事委員会規則6-1の一部改正）

第5条 山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第2条中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3の規定により任期を定めて」に改める。

第6条の4第2項第1号中「第3項」を「同条第3項」に、「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改め、同項第2号中「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改める。

（山形県人事委員会規則6-3の一部改正）

第6条 山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は第30条」を「若しくは第30条又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第10条」に改め、同項第1号中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は任期付職員条例第2条の3の規定により任期を定めて」に、「又は第29条」を「若しくは第29条又は任期付職員条例第9条」に改め、同項第2号中「又は第2項（育児休業条例第17条又は第29条）」を「（育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項（育児休業条例第29条又は任期付職員条例第9条）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

昭和37年7月24日号外山形県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

令和6年10月11日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第1項ホを次のように改める。

ホ 規則第8条第5号から第7号までの職

第1項へを削る。

第2項イ(ロ)中「及び第7号」を「及び第8号」に改める。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月11日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程

（山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正）

第1条 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は任期付職員条例第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

（山形県企業局就業規程の一部改正）

第2条 山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「の規定により採用された職員」を「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16

年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」に改める。

第14条の2第3項第1号中「第3項」を「同条第3項」に、「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改め、同項第2号中「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改める。

（山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第3条 山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第8条第3項中「第18条第3項」を「第18条第3項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項（同条例第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員に係る部分に限る。）」に、「又は別記様式第5号の2」を「別記様式第5号の2又は別記様式第5号の3」に改める。

別記様式第5号の2を別記様式第5号の3とし、別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2

同意書

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項の規定により、〇年〇月〇日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属職氏名

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第1項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、」を削り、「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第2項」に、「第18条第1項」を「第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第3項」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月11日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程

（山形県病院事業局就業規程の一部改正）

第1条 山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「の規定により採用された短時間勤務職員」を「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

第18条の2第3項第1号中「第3項」を「同条第3項」に、「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改め、同項第2号中「又は第27条」を「若しくは第27条又は任期付職員条例第7条」に改める。

（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第2条 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第18条第1項の規定により」を「第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」に改める。

第8条第3項中「第18条第3項」を「第18条第3項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項（同条例第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員に係る部分に限る。）」に、「又は第4号の3」を「、第4号の2の2又は第4号の3」に改める。

別記様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2の2

同 意 書

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第2項の規定により、○年○月○日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所 属 職 氏 名

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第1項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、」を削り、「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2第2項」に、「第18条第1項」を「第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第2項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の3第3項」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正）

第3条 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第3号中「の規定により採用された」を「又は任期付職員条例第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和6年10月11日印刷 発行所 山形県庁
令和6年10月11日発行 発行人 山形県